

佐賀県松浦海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松区第201号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市浜玉町洲上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市浜玉町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。
松区第202号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。
松区第203号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点エ：北緯 33度 29分 10秒 東経 129度 57分 31秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。
松区第204号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 25秒 点ウ：北緯 33度 28分 40秒 東経 129度 56分 35秒 点エ：北緯 33度 28分 36秒 東経 129度 56分 31秒 点オ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 20秒 点カ：北緯 33度 28分 45秒 東経 129度 56分 19秒 点キ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 18秒 点ク：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。
松区第205号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 15秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。

松区第206号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点イ：北緯 33度 29分 57秒 東経 129度 57分 12秒 点ウ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 15秒 点エ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウ わかめ養殖業のうち、松区第201号においては毎年4月30日まで、松区第202号から206号においては毎年5月31日までに養殖施設を撤去しなければならない。
松区第251号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 33秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 35秒 点エ：北緯 33度 32分 38秒 東経 129度 51分 32秒		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 波戸	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第252号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 波戸	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第253号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋 (南 区、北区を 除く)	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第301号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市神集島地先	次のア及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 58分 01秒 点イ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 57分 56秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市神集島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第302号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市呼子町殿の浦字ワタリ地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 12秒 東経 129度 52分 57秒 点イ：北緯 33度 32分 06秒 東経 129度 52分 55秒 点ウ：北緯 33度 32分 07秒 東経 129度 52分 51秒 点エ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 54秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 呼子	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第303号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市呼子町加部島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 33分 10秒 東経 129度 53分 40秒 点イ:北緯 33度 33分 09秒 東経 129度 53分 39秒 点ウ:北緯 33度 33分 12秒 東経 129度 53分 33秒 点エ:北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 35秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第304号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市呼子町加部島田の下地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 33分 00秒 東経 129度 53分 18秒 点イ:北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 53分 10秒 点ウ:北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 09秒 点エ:北緯 33度 33分 01秒 東経 129度 53分 16秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第305号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市呼子町加部島片島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 08秒 点イ:北緯 33度 32分 53秒 東経 129度 53分 09秒 点ウ:北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 52分 58秒 点エ:北緯 33度 32分 50秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 加部島片島 地区	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第306号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 52分 29秒 点イ:北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 25秒 点ウ:北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 16秒 点エ:北緯 33度 32分 22秒 東経 129度 52分 21秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第307号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点イ:北緯 33度 32分 19秒 東経 129度 52分 13秒 点ウ:北緯 33度 32分 24秒 東経 129度 52分 02秒 点エ:北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第308号	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア及びイを結んだ直線と、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 30分 48秒 東経 129度 51分 12秒 点イ:北緯 33度 30分 40秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ:北緯 33度 30分 39秒 東経 129度 51分 20秒 点エ:北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点オ:北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒 点カ:北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 05秒 点キ:北緯 33度 30分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ク:北緯 33度 30分 54秒 東経 129度 50分 58秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡 玄海町 大字 今村	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第309号	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 31分 01秒 東経 129度 50分 43秒 点イ:北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 46秒 点ウ:北緯 33度 30分 58秒 東経 129度 50分 44秒 点エ:北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 42秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡 玄海町 大字 今村	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第310号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町仮屋高岩鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 03秒 点イ:北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 02秒 点ウ:北緯 33度 28分 25秒 東経 129度 49分 57秒 点エ:北緯 33度 28分 26秒 東経 129度 49分 58秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡 玄海町 大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第311号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町仮屋地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ:北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 50分 49秒 点ウ:北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 32秒 点エ:北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 50分 40秒 点オ:北緯 33度 28分 08秒 東経 129度 50分 47秒 点カ:北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点キ:北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡 玄海町 大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第312号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町仮屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ:北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 51分 10秒 点ウ:北緯 33度 27分 49秒 東経 129度 51分 07秒 点エ:北緯 33度 27分 55秒 東経 129度 50分 51秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡 玄海町 大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第313号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町竹ノ子島西側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 38秒 点イ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 36秒 点ウ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点エ:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第314号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町納所佐久目鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 28分 20秒 東経 129度 49分 38秒 点イ:北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 49分 32秒 点ウ:北緯 33度 28分 21秒 東経 129度 49分 30秒 点エ:北緯 33度 28分 24秒 東経 129度 49分 35秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第315号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町星賀ヤケ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 26分 25秒 東経 129度 47分 59秒 点イ:北緯 33度 26分 19秒 東経 129度 47分 49秒 点ウ:北緯 33度 26分 22秒 東経 129度 47分 44秒 点エ:北緯 33度 26分 27秒 東経 129度 47分 56秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 星賀及び 伊万里市 波多津町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第316号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町入野クビキ島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 27秒 点イ:北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 30秒 点ウ:北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 32秒 点エ:北緯 33度 25分 58秒 東経 129度 48分 28秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第317号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町田野松島東側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点イ:北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ:北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ:北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 41秒 点オ:北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 39秒 点力:北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 39秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 田野	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第318号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町田野阿漕上倉地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 45秒 東経 129度 50分 00秒 点イ:北緯 33度 24分 40秒 東経 129度 49分 58秒 点ウ:北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点エ:北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 田野	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第319号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町瓜ヶ坂こわじろ地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 50分 16秒 点イ:北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒 点ウ:北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 49分 57秒 点エ:北緯 33度 24分 49秒 東経 129度 50分 01秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第320号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町平串地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と力及びアの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 56秒 点イ:北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ:北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 47秒 点エ:北緯 33度 23分 06秒 東経 129度 51分 45秒 点オ:北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 53秒 点カ:北緯 33度 22分 59秒 東経 129度 51分 55秒		第一種区画漁業	魚類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第351号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 23秒 東経 129度 52分 16秒 点イ:北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点ウ:北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒 点エ:北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 52分 06秒		第一種区画漁業	くろまぐろ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 ウくろまぐろ養殖については、当該漁業権に係る漁場の区域において設置 する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が2、600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 正八角形 規格:直径30メートル 直径30メートル
松区第401号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市呼子町加部島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 25秒 点イ:北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 26秒 点ウ:北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 26秒 点エ:北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 25秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 加部島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第402号	小川島漁業協同組合	唐津市呼子町小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 51秒 点イ:北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 51秒 点ウ:北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 49秒 点エ:北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 49秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市呼子町 小川島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第403号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 14秒 東経 129度 52分 16秒 点イ:北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 17秒 点ウ:北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 13秒 点エ:北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 12秒 点オ:北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 52分 14秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町名護屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第404号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 51分 35秒 点イ:北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ:北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ:北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 波戸	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第405号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 42秒 東経 129度 51分 30秒 点イ:北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 31秒 点ウ:北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 30秒 点エ:北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 29秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 波戸	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第406号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町波戸地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 30秒 点イ:北緯 33度 32分 47秒 東経 129度 51分 32秒 点ウ:北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 33秒 点エ:北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 51分 34秒 点オ:北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 51分 32秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 波戸	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第407号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋(南 区、北区を 除く)	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第408号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町串	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 24秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 31分 25秒 東経 129度 51分 09秒 点ウ：北緯 33度 31分 29秒 東経 129度 51分 10秒 点エ：北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 51分 15秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋(南 区、北区を 除く)及び串	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第409号	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点エ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字今村	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第410号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町仮屋浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 06秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 06秒 点ウ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 04秒 点エ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 05秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第411号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 00秒		第一種区画漁業	介類小割式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第501号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第502号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 11秒 東経 129度 57分 31秒 点イ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第503号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 16秒 点イ：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第504号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 39秒 東経 129度 56分 57秒 点イ：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点ウ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒 点エ：北緯 33度 29分 37秒 東経 129度 57分 00秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第505号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点イ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点ウ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒 点エ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市西唐津、大島及び唐房	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第506号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 12秒 東経 129度 52分 36秒 点イ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 35秒 点ウ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 31秒 点エ：北緯 33度 31分 13秒 東経 129度 52分 32秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第507号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市鎮西町名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 41秒 点ウ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 40秒 点エ：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 41秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市鎮西町 名護屋 (南 区、北区を 除く)	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第508号	外津漁業協同組合 佐賀玄海漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 20秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 41秒 東経 129度 51分 18秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 今村 及び唐津市 鎮西 町串	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第509号	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 24秒 点エ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 21秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 今村	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第510号	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点イ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 12秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 今村	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第511号	飯屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 46秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 13秒 点ウ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 42秒 東経 129度 51分 14秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 飯屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第512号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 05秒 東経 129度 51分 04秒 点イ：北緯 33度 27分 58秒 東経 129度 51分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 01秒 東経 129度 51分 00秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第513号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町仮屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 52秒 点イ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点エ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 51秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第514号	仮屋漁業協同組合	東松浦郡玄海町浜野浦水ノ浦地先	次のア、イ、及びウの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 50分 05秒 点イ：北緯 33度 29分 18秒 東経 129度 50分 05秒 点ウ：北緯 33度 29分 14秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	東松浦郡玄海町大字 仮屋	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第515号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町竹ノ子島地先	次のア及びイを結んだ直線とウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線とケ及びコを結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒 点イ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 26分 55秒 東経 129度 50分 42秒 点オ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 26秒 点カ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 32秒 点キ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 35秒 点ク：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 42秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第516号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点イ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 48分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 01秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第517号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町晴気地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 35秒 点ウ：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 19秒 点エ：北緯 33度 26分 07秒 東経 129度 48分 20秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 入野	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第518号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町入野仏島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 46秒 点イ：北緯 33度 25分 48秒 東経 129度 48分 44秒 点ウ：北緯 33度 25分 51秒 東経 129度 48分 40秒 点エ：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 42秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第519号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町牛島南西側地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 22秒 点イ：北緯 33度 25分 42秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 33秒 点エ：北緯 33度 25分 47秒 東経 129度 48分 19秒 点オ：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 21秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第520号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町田野阿漕上倉地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒 点イ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点ウ：北緯 33度 24分 44秒 東経 129度 49分 52秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 54秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 田野	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第521号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町高串地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 26秒 東経 129度 49分 16秒 点イ：北緯 33度 25分 27秒 東経 129度 49分 13秒 点ウ：北緯 33度 25分 25秒 東経 129度 49分 12秒 点エ：北緯 33度 25分 24秒 東経 129度 49分 15秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第522号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町高串地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 41秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 39秒 点オ：北緯 33度 25分 40秒 東経 129度 48分 38秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第523号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦折口ノ浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 13秒 点イ：北緯 33度 24分 08秒 東経 129度 51分 11秒 点ウ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点エ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 03秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第524号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦島山島東地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点イ:北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 39秒 点ウ:北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 34秒 点エ:北緯 33度 24分 06秒 東経 129度 51分 31秒 点オ:北緯 33度 24分 07秒 東経 129度 51分 31秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第525号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町満越亀地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線とオ及びカを結んだ直線とキ及びクを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 51分 38秒 点イ:北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 44秒 点ウ:北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 43秒 点エ:北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 41秒 点オ:北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 38秒 点カ:北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 51分 36秒 点キ:北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 39秒 点ク:北緯 33度 24分 36秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第526号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦津倉浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ及びキの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒 点イ:北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 47秒 点ウ:北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 48秒 点エ:北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 47秒 点オ:北緯 33度 24分 31秒 東経 129度 51分 50秒 点カ:北緯 33度 24分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点キ:北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 51秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第527号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦下中浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ:北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ:北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒 点エ:北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 52分 02秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第528号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町満越みのば地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 41秒 点イ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 42秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 40秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 39秒 点力：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点キ：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 51分 25秒 点ク：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 26秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第529号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大字杉の浦帆立島南側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線とオ及び力の点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 52秒 点イ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 55秒 東経 129度 51分 39秒 点エ：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点オ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒 点力：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大字大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第530号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大字杉の浦帆立島の浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒 点イ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点ウ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 50秒 点エ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 46秒 点オ：北緯 33度 23分 52秒 東経 129度 51分 41秒 点力：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 51分 50秒 点キ：北緯 33度 24分 00秒 東経 129度 52分 01秒 点ク：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 52分 02秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大字大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第531号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町満越地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 50分 28秒 点エ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 30秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第532号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町平事地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 57秒 点イ:北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ:北緯 33度 22分 42秒 東経 129度 51分 53秒 点エ:北緯 33度 22分 44秒 東経 129度 51分 58秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第533号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町竹ノ子島地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線とク、ケ及びコの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ:北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 55秒 点ウ:北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 59秒 点エ:北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ:北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 06秒 点カ:北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 51分 01秒 点キ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 51秒 点ク:北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 50分 51秒 点ケ:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 50秒 点コ:北緯 33度 27分 21秒 東経 129度 50分 51秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第534号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町入野ひら瀬地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 37秒 点イ:北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 40秒 点ウ:北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 48秒 点エ:北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 41秒		第一種区画漁業	かき垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第551号	佐賀玄海漁業協同組合	東松浦郡玄海町大字牟形牟形浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線とオ及びカ各点を順次に結んだ最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒 点イ:北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 59秒 点ウ:北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ:北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点オ:北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点カ:北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒		第一種区画漁業	かきひび建て	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第552号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 43秒 東経 129度 51分 40秒 点イ:北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 35秒 次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 52分 02秒		第一種区画漁業	かきひび建て	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第553号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町中浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 52分 02秒 点イ:北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒		第一種区画漁業	かきひび建て	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第601号	佐賀玄海漁業協同組合 他3名	唐津市鎮西町大字名護 屋ヨノド浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 32分 26秒 東経 129度 51分 03秒 点イ:北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ:北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ:北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 50分 46秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市鎮西町 及び肥前町	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第602号	宮崎 雅司 外2名	唐津市肥前町竹ノ子島 北側地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 39秒 東経 129度 51分 06秒 点イ:北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 51分 02秒 点ウ:北緯 33度 27分 41秒 東経 129度 50分 43秒 点エ:北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 45秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字龍杖、大字入野、大字納所、大字重賀及び大字向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第603号	宮崎 雅司 外2名	唐津市肥前町竹ノ子島 北側地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線とケ及びコ各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 33秒 点イ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 30秒 点ウ:北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 50分 43秒 点エ:北緯 33度 27分 32秒 東経 129度 50分 53秒 点オ:北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 51秒 点カ:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 45秒 点キ:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 42秒 点ク:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 36秒 点ケ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点コ:北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第604号	寺田 壮一	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 12秒 点イ:北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ:北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ:北緯 33度 27分 09秒 東経 129度 50分 09秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第605号	宮崎 俊広	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 16秒 点イ:北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ:北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点エ:北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第606号	宮崎 雅司	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 21秒 点イ:北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ:北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点エ:北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 18秒 点オ:北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点カ:北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点キ:北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点ク:北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ:北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点コ:北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点サ:北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点シ:北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第607号	宮崎 雅司 外2名	唐津市肥前町大字鶴牧トガリ地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 48秒 東経 129度 50分 17秒 点イ:北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ:北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 24秒 点エ:北緯 33度 27分 45秒 東経 129度 50分 21秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字鶴牧、大字入野、大字納所、大字星賀及び大字向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第608号	宮崎 雅司 外2名	唐津市郡肥前町大字鶴牧	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 40秒 点イ:北緯 33度 28分 12秒 東経 129度 49分 43秒 点ウ:北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 57秒 点エ:北緯 33度 27分 57秒 東経 129度 49分 52秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字鶴牧、大字入野、大字納所、大字星賀及び大字向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第609号	宮崎 雅司 外2名	唐津市肥前町大字星賀柿ノ浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 47分 57秒 点イ:北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 48分 02秒 点ウ:北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒 点エ:北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 47分 54秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字星賀	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第610号	肥田 栄一 外2名	唐津市肥前町瓜ヶ坂黒崎鼻西側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 50分 15秒 点イ：北緯 33度 24分 38秒 東経 129度 50分 17秒 点ウ：北緯 33度 24分 35秒 東経 129度 50分 16秒 点エ：北緯 33度 24分 34秒 東経 129度 50分 16秒 点オ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 16秒 点力：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第611号	肥田 栄一 外2名	唐津市肥前町大字杉野浦帆立島北西側地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と力及びキの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 51分 34秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 36秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点力：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒 点キ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第612号	伊万里真珠株式会社	唐津市肥前町大字湯野浦茶釜石南側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 52分 09秒 点イ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 06秒 点ウ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 23分 43秒 東経 129度 51分 54秒 点オ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点力：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 35.69秒 東経 129度 51分 53秒 点イ：北緯 33度 23分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点ウ：北緯 33度 23分 24.84秒 東経 129度 51分 59.72秒 点エ：北緯 33度 23分 31.58秒 東経 129度 52分 04秒 点オ：北緯 33度 23分 33.70秒 東経 129度 52分 03秒		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市肥前町 大字大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第651号	佐賀玄海漁業協同組合	東松浦郡玄海町大字牟形新開地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 51分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 17秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 51分 09秒 点エ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 02秒 点オ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 03秒 点カ：北緯 33度 27分 01秒 東経 129度 50分 53秒 点キ：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 55秒 点ク：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 56秒 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 54.84秒 点ウ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 58.87秒 点エ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ：北緯 33度 27分 25.94秒 東経 129度 51分 06秒 点カ：北緯 33度 27分 14.57秒 東経 129度 51分 01秒 点キ：北緯 33度 27分 16秒 東経 129度 50分 55.75秒 点ク：北緯 33度 27分 18.54秒 東経 129度 50分 56.57秒 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ及びオの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 110号：東松浦郡玄海町大字仮屋 天狗岳三角点(145.92メートル) 点ア：基点第 110号から真方位 161度 50分 2,380メートルの点 点イ：基点第 110号から真方位 163度 00分 2,440メートルの点 点ウ：基点第 110号から真方位 165度 18分 2,370メートルの点 点エ：基点第 110号から真方位 165度 26分 2,280メートルの点 点オ：基点第 110号から真方位 165度 00分		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第652号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 点ア：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 09秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 06秒 点オ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点カ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 07秒 点キ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点ク：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第653号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点イ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点オ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点カ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 13秒 点キ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 14秒 点ク：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 13秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第654号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 18秒 点イ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 19秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 19秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点カ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点キ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点サ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点シ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 16秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第655号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市肥前町星賀元者浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ及びカを結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 35秒 東経 129度 47分 40秒 点イ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 47分 42秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 52秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 47分 50秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 47分 42秒 点カ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 39秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 鶴牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第656号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦石坂次郎鼻地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ:北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ:北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 52分 01秒 点エ:北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒 点オ:北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点カ:北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第657号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町杉の浦ひしろの浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線とオ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 52分 05秒 点イ:北緯 33度 24分 17秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ:北緯 33度 24分 15秒 東経 129度 51分 59秒 点エ:北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 57秒 点オ:北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ:北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点キ:北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第658号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町杉野浦杉の浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 52分 04秒 点イ:北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 52分 01秒 点ウ:北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 57秒 点エ:北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 59秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第659号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町湯野浦地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒 点イ:北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ:北緯 33度 23分 39秒 東経 129度 52分 14秒 点エ:北緯 33度 23分 37秒 東経 129度 52分 13秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。
松区第660号	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町湯野浦角串鼻北側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア:北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 51分 54秒 点イ:北緯 33度 23分 41秒 東経 129度 51分 56秒 点ウ:北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点エ:北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	唐津市肥前町 大浦	ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

松区第701号	佐賀玄海漁業協同組合	唐津市浜玉町大字浜崎地先	次のア、イ及びウの点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 33秒 東経 130度 02分 15秒 点イ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 24秒		第二種区画漁業	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	唐津市浜玉町	
松区第702号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町煤屋中鼻地先	次のア及びイの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 04秒		第二種区画漁業	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	伊万里市 波多津町	
松区第703号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町煤屋中鼻地先	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線とオ及びカの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 21秒 東経 129度 50分 58秒 点イ：北緯 33度 21分 23秒 東経 129度 50分 58秒 点ウ：北緯 33度 21分 25秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 21分 26秒 東経 129度 50分 59秒 点オ：北緯 33度 21分 28秒 東経 129度 50分 58秒 点カ：北緯 33度 21分 30秒 東経 129度 51分 00秒		第二種区画漁業	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	伊万里市 波多津町	
松区第801号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町煤屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 06秒 点ウ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 03秒 点エ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 04秒		第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	
松区第802号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町煤屋地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 57秒 点ウ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 22分 01秒 東経 129度 50分 56秒 点オ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 50分 58秒		第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	
松区第803号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町煤屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 21分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ウ：北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 21分 53秒 東経 129度 50分 50秒		第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	

松区第804号	佐賀玄海漁業協同組合	伊万里市波多津町焼山 鼻地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア:北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 54秒 点イ:北緯 33度 23分 12秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ:北緯 33度 23分 15秒 東経 129度 51分 55秒		第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体漁業権	伊万里市 波多津町	
---------	------------	-------------------	--	--	---------	--------	--------------------	----------------------------	-------	-----------	--